

食安監発 1111 第 5 号  
平成 23 年 11 月 11 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

### 生食用食肉等による食中毒の発生防止について

生食用食肉を取り扱う食品等事業者への監視指導については、本年 9 月 12 日付け食安発第 0912 第 7 号及び 11 月 2 日付け食安監発 1102 第 1 号にて、生食用牛レバーについては 7 月 6 日付け食安発 0706 第 1 号にてお願いしているところです。

今般、食品等事業者の自主的な対応を求める観点から、別添のとおり、社団法人日本食品衛生協会に対し、全国の食品衛生指導員活動を通じ、広く食品等事業者への周知活動を行い自主的な衛生管理の推進による食中毒の未然防止を図るとともに、消費者への食品の安全性についての普及啓発活動について求めたのでお知らせするとともに、貴管下の関係団体の活動について活用いただけますようお願いいたします。



食安監発 1111 第 4 号  
平成 23 年 11 月 11 日

社団法人日本食品衛生協会理事長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

### 生食用食肉等による食中毒の発生防止について

平素から、厚生労働行政にご理解ご協力の上、食品衛生指導員活動等を通じた食品関連事業者における自主的な衛生管理を推進いただき厚く御礼申し上げます。

本年 4 月に発生した腸管出血性大腸菌による食中毒を踏まえ、生食用食肉の規格基準の設定や食品等事業者への監視指導、消費者への注意喚起等を行っているところですが、今般、規格基準の設定後においても、客の求め等に応じて、規格基準に適合しない生食用食肉を提供している店舗があるとの報道等を受けて、別紙のとおり、本規格基準の遵守について、改めて、関係事業者への監視・指導を徹底するとともに、夜間を含め営業時間内の監視・指導の実施等について都道府県等に通知したところです。

また、牛レバーについては生食用として提供しないよう指導の徹底を通知しています。

つきましては、貴協会会員に対し、本規格基準設定の趣旨を踏まえ、改めて規格基準の遵守について周知するとともに、全国の食品衛生指導員活動を通じ、広く食品等事業者への周知活動を行い自主的な衛生管理の推進による食中毒の未然防止を図るとともに、消費者への食品の安全性についての普及啓発活動について、一層のご尽力をいただけますようお願いいたします。



食安監発 1102 第 1 号  
平成 23 年 11 月 2 日

各 

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

### 生食用食肉の監視指導について

標記については、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号、以下「規格基準」という。)の改正が本年 10 月 1 日より施行され、9 月 12 日付け食安発第 0912 第 7 号にて、本規格基準の遵守について関係者への周知・指導をお願いしているところです。

近時、一部の報道等において、客の求め等に応じて、規格基準に適合しない生食用食肉を提供している店舗があるとされています。

本規格基準は腸管出血性大腸菌による食中毒により、多くの死亡者や重症者が報告されたことを受けて設定されたものであることを踏まえ、下記について特段の対応をお願いします。

なお、客の求めであっても、規格基準に適合しない可能性のある生食用食肉を提供し食中毒が発生した場合には、食品衛生法に違反することは当然のことですが、提供した事業者が生産物賠償責任保険に加入していたとしても、保険金の支払い対象にならないとされていることも情報提供願います。

### 記

1. 本規格基準の遵守について、改めて、関係事業者への監視・指導を徹底すること。
2. 特に夜間営業の飲食店について、営業時間内の監視・指導を実施すること。
3. 「消費生活事犯対策ワーキングチームの検討結果について」(平成 21 年 7 月 7 日付け食安監発 0707 第 4 号)に基づき、悪質な事案や健康被害をもたらす事犯については、その悪質性、広域性等を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講じること。